県立学校へ送付されるチラシ、パンフレット等の取扱いについて(依頼)

日頃は、県教育行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、県教育委員会では、現在全国的にも問題となっている教員の長時間勤務の解消に向け、「とくしまの学校における働き方改革プラン(第3期)」に基づき、取組を進めております。

その一環として、9月以降、県立学校にお送りいただくチラシ等の取扱を次のとおりとしますので、皆様方にはご迷惑をおかけしますが、教員の負担軽減、学校における働き方改革に御理解、 御協力いただきますようお願いします。

【9月以降における県立学校にお送りいただくチラシ等の取扱いについて】

- 学校に送付されたチラシ等については、生徒への一律配布は行わない こととし、各校の実情に応じ、玄関や生徒昇降口、職員室前などに並べ、希望する児童・生徒が自由に持ち帰るなど、 周知の方法を工夫いたします。
- 県立学校に送付を希望するチラシ等は、必ず、県教育委員会の各所管課を通じて、別途、電子 データで提供していただくようお願いします。

県教育委員会では、内容を確認の上、各県立学校に対して、

「GW(県立学校用電子掲示板)」にて共有(送付)いたします。

なお、所管課が不明の場合は、教育政策課へ電子データをお送りください。

教育政策課代表アドレス: kyouikuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

- ※各校からは、保護者に対し、必要に応じて連絡アプリにより御案内いたします。
- ○文部科学省からの通知等に沿って、学校による作品募集等の取りまとめは原則実施しませんので、希望する生徒が作品等を円滑に応募できますよう、要項等に個人応募の方法を明記ください。い。
- 今回は、県立学校における取組であるため、市町村教育委員会所管の小・中学校は対象外ですが、これらの取組を周知し、同様に取り組んでいただくよう依頼する予定です。

○とくしまの学校における働き方改革

美馬分校も、子どもたちの教育活動に取り組みやすい環境・職場づくりに努めてまいります。ご協力、よろしくお願いいたします。